

令和2年5月25日

保護者の皆様

県立国際高等学校
校長 井上 真理

学校再開について（ご連絡）

平素は本校の教育活動にご理解とご協力を賜りまして誠にありがとうございます。

さて、本校ではこの度、新型コロナウイルス感染拡大防止に係る臨時休業後の学校再開に当たり、6月1日～14日の間について県教育委員会からの通知等に基づき、次のとおり対応いたします。

ご家庭と連携し、これまで以上に安全・安心な学校運営に取り組んで参りますので、保護者の皆様におかれましては、ご理解とご協力のほど、よろしくお願いいたします。

記

1 基本方針

学校における新型コロナウイルスの感染及びその拡大の危険性を可能な限り低減するため、次の3点を重視して、段階を踏みながら実施可能な教育活動を再開します。

（1）濃厚接触状況の回避

濃厚接触と判断される状況とならないようにします。具体的には、手で触れることのできる距離（目安として1m）で会話しないよう、あわせてマスク着用等の必要な感染予防策をせずに15分以上接触するような状況とならないよう配慮します。

（2）3つの「密」の排除

集団感染の危険性が高まる次の3つの条件がそろわないようにします。

- ① 換気の悪い密閉空間
- ② 多数が集まる密集場所
- ③ 間近で会話や発声をする密接場面

（3）差別や偏見の根絶

感染症に関する適切な知識を基に、感染者、濃厚接触者、医療従事者、社会機能の維持にあたる方とその家族等に対する偏見や差別を断じて許しません。

2 ご家庭との連携

（1）欠席の判断

毎朝の検温や風邪症状等の確認を行うとともに、次の場合に当てはまる生徒は登校を見合わせ、学校へ連絡してください。なお、感染が疑われる症状がある時は、保健所等へ相談願います。

- ① 発熱や風邪症状、だるさ、息苦しさ等の症状がある場合
- ② 感染の不安・心配等を理由に登校できない場合

（2）マスクの着用

登下校の際や学校では生徒にマスク着用を指導します。なお、マスクについては手作りのマスクでも結構です（色柄、素材、形状等不問）。

3 授業・HR等

(1) 分散登校

教室でのスペースを十分に確保するため、各クラスを出席番号に従ってAグループとBグループの2グループに分け、分散登校の形で授業を実施します。

① 班分け

A グループ：出席番号が奇数の生徒

B グループ：出席番号が偶数の生徒

② 登校・授業

令和2年度 第1学期 学校再開当初の時間割

* Aグループは出席番号が奇数の生徒。Bグループは出席番号が偶数の生徒。

日付		6月1日(月)・6月8日(月)							6月2日(火) 6月9日(火)	6月3日(水) 6月10日(水)	6月4日(木) 6月11日(木)	6月5日(金) 6月12日(金)	
1 年 次	時刻(1年次)	8:30~8:40	8:40~9:00	9:00~10:10	10:20~11:20	11:30~12:30	13:15~14:05	14:15~15:05	B A は 登 校 学 習	1~6限	1~6限	1~6限	1~6限
	科目	SHR	スタディーサポート	スタディーサポート	スタディーサポート	授業 (数学I)	C.C.C.						
	教室	HR教室	HR教室	HRほか	HRほか	HRほか	HRほか	食堂					
	学習リサーチ	英語(70分)	数学(60分)	国語(60分)	授業 (数学I)	C.C.C.							
6月第2週	科目	SHR	スタディーサポート	スタディーサポート	スタディーサポート	授業 (数学I)	C.C.C.	B A は 登 校 学 習	A: 平常授業 B: 家庭学習	A: 家庭学習 B: 平常授業	A: 平常授業 (7限カット) B: 家庭学習	A: 家庭学習 B: 平常授業	
教室	HR教室	HR教室	HRほか	HRほか	HRほか	HRほか	食堂						
学習リサーチ	英語(70分)	数学(60分)	国語(60分)	授業 (数学I)	C.C.C.								
教室	HR教室	HR教室	HRほか	HRほか	HRほか	HRほか	食堂						

校時		1限	2限	3限	4限	5限	6限	7限	1~6限	1~6限	1~6限	1~6限
時刻(2・3年次)		8:30~8:40	8:40~9:30	9:40~10:30	10:40~11:30	11:40~12:30	13:15~14:05	14:15~15:05	8:30~15:05	8:30~15:05	8:30~15:05	8:30~15:05
2 年 次	6月第1週	科目	A: 平常授業 B: 家庭学習					/	A: 家庭学習 B: 平常授業	A: 平常授業 B: 家庭学習	A: 家庭学習 B: 平常授業 (7限カット)	A: 平常授業 B: 家庭学習
	教室	HR教室	HRほか									
	6月第2週	科目	A: 家庭学習 B: 平常授業									
	教室	HR教室	HRほか									
3 年 次	6月第1週	科目	A: 平常授業 B: 家庭学習					/	A: 家庭学習 B: 平常授業	A: 平常授業 B: 家庭学習	A: 家庭学習 B: 平常授業 (7限カット)	A: 平常授業 B: 家庭学習
	教室	HR教室	HRほか									
	6月第2週	科目	A: 家庭学習 B: 平常授業									
	教室	HR教室	HRほか									

③ その他

(ア) 昼食時は使用教室等を教員が巡回し、生徒同士が至近距離で食事したり、話しながら食事をしないよう指導します。

(イ) 登校しない日の家庭学習については、課題や学習の進め方等を生徒にお知らせします。

(ウ) 部活動等については分散登校期間中、校内にて各グループにつき各週に1回ミーティング等のみの実施とし、16時には原則、完全下校とします。

(2) 一般の留意事項

① 座席配置

生徒の間隔を可能な限り(最低1m)確保します。

② 換 気

気候上可能な限り常時2方向の窓を同時に開けて換気します。

冷房使用時等もこまめに換気します。

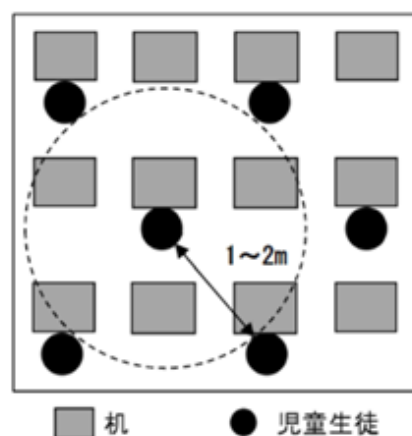
③ 集団活動

生徒が長時間、近距離で対面するグループワークや一斉に大声を出す活動等は実施しません。

④ 教員の対策

授業を行う教員は、原則としてマスクやフェイス・シールド(県立の工業高等学校で作成。6月中旬配備予定)を着用します。

図：身体的距離を確保した座席配置のイメージ



(3) 特定教科での留意事項

① 体 育

(ア) 生徒はマスクを着用せず、互いの距離を2m以上確保するとともに、不必要な会話や発声を行わないよう指導します。なお、生徒がマスクの着用を希望する場合は、着用させるとともに軽度な運動や休憩をするよう指導します。

(イ) 熱中症事故の防止に留意しつつ可能な限り屋外で活動します。なお、雨天時等、体育館等を使用する場合は、ドアや窓を開けて換気するとともに激しい運動を行わないよう指導します。

(ウ) 授業を行う教員は、原則としてマスクやフェイス・シールドを着用します。

(エ) 水泳については検討中です。

② 理 科

複数の生徒が近距離で活動する実験や観察は実施しません。

③ 音 楽

室内で生徒が近距離で行う合唱やリコーダー等の管楽器演奏は実施しません。

④ 美 術

複数の生徒が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動は実施しません。

⑤ 家 庭

複数の生徒が近距離で活動する調理実習は実施しません。

⑥ その他の科目

複数の生徒が近距離でコミュニケーションを必要とする状況を避けて実施します。

4 他の学校生活

(1) 健康確認

家庭で検温や風邪症状の確認ができなかった生徒や授業中に体調不良を訴えた生徒等については、保健室や職員室等で検温及び健康観察等を行います。

その際、発熱や風邪症状が見られた場合は、保護者に連絡するとともに、自宅で休養するよう指導します(出席日数に不利のないよう取り組みます)。

(2) 手 洗 い

外から教室等に入る時やトイレの後、昼食の前後等、こまめに手を洗うよう指導します。手洗いは流水と石けん、消毒液で行います。

(3) 消 毒

教室やトイレ等で、多くの生徒が手を触れるドアノブ、手すり、スイッチ等について、清掃活動時に消毒液を用いて清拭するよう指導します。各使用教室前等に手指用の消毒液や机・椅子等の消毒液や拭き取り用のペーパーを設置し、各自がこまめに消毒出来る体制を整えます。また、期間中、トイレ清掃は教職員により行います。

(4) 昼 食

生徒食堂は使用できません。各自で準備をお願いします。また、感染防止のためウォータークーラーは使用できません。飲料の自動販売機はありますが、本数にも限りがあるため、出来るだけ多く水分を持参するようご協力願います。

(5) 集 会

全校集会は実施しません。年次集会を実施する場合は、生徒の間隔を可能な限り2m（最低1m）確保します。

6 感染が広がった場合の対応

(1) 生徒の感染等が判明した場合

① 学校への連絡

次の場合に当てはまる生徒は登校を見合わせ、すみやかに学校へ連絡してください。その場合は、「出席停止」として取り扱い、「欠席」とはしません。

(ア) 感染が判明した場合

(イ) 感染の検査を受検した場合

(ウ) 濃厚接触者に特定された場合

② 校内の消毒

保健所と連携し、当該の生徒や教職員が活動した範囲の物品を消毒します。

③ その他

教職員の感染等が判明した場合も、生徒に準じて取り扱います。

(2) 臨時休業の判断

① 感染者が発生した場合の臨時休業

県教育委員会が保健所の調査や学校医の助言等を踏まえ、校内での感染が広がっている可能性が高いと判断した場合、学級単位、年次単位又は学校全体での臨時休業を実施します。

② 感染者が発生していない場合の臨時休業

県教育委員会が生徒や教職員の生活圏における感染状況により判断し、臨時休業を実施します。

7 6月15日以降の対応

(1) 教育活動の継続

2週間後の生徒や教職員の生活圏における感染状況を踏まえ、県教育委員会等の指導に従い、学校として教育活動の継続について判断し、改めてお知らせします。
海外研修や文化祭等の集団で行う行事についても、同様とします。

(2) 夏季休業の短縮

学校再開後、臨時休業中に課した家庭学習の実施状況等を把握した上で、年間の指導計画等を踏まえ、夏季休業の短縮（10日～20日程度）について判断し、改めてお知らせします。